

第2次南関町男女共同参画計画

～男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現～



平成27年9月

南 関 町

はじめに

わが国では、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は、「21世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、女性も男性も自らの個性を發揮しながら、いきいきと充実した生活を送ることができることを目指し、総合的な政策が展開されています。

本町においても平成23年3月に「南関町男女共同参画計画」を策定し、この計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる町づくりを進めてまいりました。

しかしながら、未だに性別による役割分担の意識が根強く、男女共同参画の意識が浸透していないという課題等があります。

今回策定いたしました第2次南関町男女共同参画計画では、第1次計画に引き続き「男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現」を基本目標に掲げ、あらゆる場での女性の地位向上を目指し、男女がともに生活しやすい社会の実現に向けて、積極的に計画を進めてまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政と町民や事業所の皆様が協働して進めていくことが重要です。今後とも皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御審議いただきました南関町男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民の皆様から感謝を申し上げます。

平成27年9月

南関町長 佐藤 安彦

もくじ

序 章

第1章 計画策定の背景 4 ページ

- 1 世界の動き
- 2 国の動き
- 3 熊本県の動き
- 4 南関町の動き

第2章 計画の基本的な考え方 8 ページ

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の目標と基本理念
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の位置づけ

第3章 計画の内容 10 ページ

- 1 男女共同参画意識の改革
行動計画1 あらゆる場での男女共同参画意識づくり
- 2 男女の人権の尊重
行動計画2 男女の個性と能力を尊重する意識づくり
- 3 パートナーシップによる協働の推進
行動計画3 男女共同参画の視点に立った教育、保育、学習の推進
- 4 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進
行動計画4 男女共同参画の環境づくり

第4章 男女共同参画に関する推進体制の充実 23 ページ

- 1 推進体制の充実

第2次男女共同参画計画における成果目標 24 ページ

資料編

- 男女共同参画社会基本法 25 ページ

序 章

白秋が「うから」がものと 涼しみし 南の関は 今も変わらず

私たちの先人は、男女の区別なく、「はらから＝胞」「うから＝族」として、共に睦みあってきました。かつて母の里南関を、産土（うぶすな）の地として育てられた北原白秋は、水郷柳川の地で見事な文化の華を咲かせました。

その伝統は、わが町の「男女共同参画」の精神の中に、今も脈々と息づいているのです。

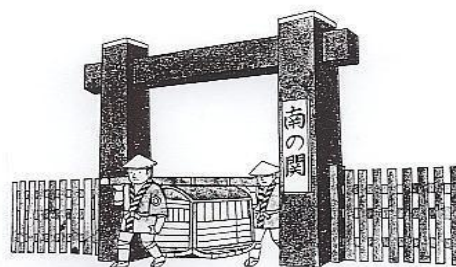
大津山ここの御宮の見わたしを

うからがものと我等すずしむ

きたはら はくしゅう
北原 白秋 (1885~1942)

詩人。福岡県柳川市出身。

南関町関外目に母「シケ」の実家があり、幼少期はよく遊びにきていた。南関町のあふれる自然に触れたことが、のちの作品に大きく影響している。南関町を謳った短歌も多く残されており、南関町立南関第一小学校の校歌も作詞している。(作曲は山田耕作)



第1章 計画策定の背景

21世紀の今日、少子高齢化や高度情報化、国際化など、本町をとりまく社会経済情勢は大きく変化しています。さらには、価値観の多様化、環境に対する関心の高まりなど多くの課題が生じています。

また、多くの女性が社会で活躍している現在においても、男性と同等の扱いがなされていないことも多く、依然として家庭や職場における役割分担意識は残っており、その制約から能力を発揮できないことも多く見られます。

こうした中、性別にとらわれない社会を実現するためには、お互いが社会の構成員として、あらゆる場面に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要です。

1 世界の動き

●1948年（昭和23年）

国際連合で「世界人権宣言」が採択。女性に対する差別が国際的な共通課題であるとの認識が初めて示される。

●1975年（昭和50年）

第1回世界女性会議がメキシコシティで開催。1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として定められ、「平等、開発、平和」を目標に掲げ、男女平等政策が確立された。

●1979年（昭和54年）

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下、女子差別撤廃条約）」を国連で採択。性別による差別を禁止した。

●1985年（昭和60年）

世界女性会議がナイロビで開催。「国連婦人の10年」の成果が検討、評価された。

●1995年（平成7年）

第4回世界女性会議が北京で開催。「北京宣言及び行動綱領」が採択され、各国に実効ある措置を求めた。

●2000年（平成12年）

「女性2000年会議」がニューヨークで開催。「北京行動綱領」の完全実現に向け「成果文書」が採択された。

●2005年（平成17年）

「北京+10」が開催。「北京行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況についての評価や見直し、女性の視点からの災害対策を求めた「津波など災害復興」や「国の政策への女性の視点の主流化」など採択された。

- 2010年（平成22年）
「北京+15」が「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催された。
- 2012年（平成24年）
第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択。

2 国の動き

- 1947年（昭和22年）
労働省（現 厚生労働省）に婦人少年局を設置。
- 1975年（昭和50年）
「国際婦人年」を契機に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置。
- 1977年（昭和52年）
「国内行動計画」策定。女性の地位向上に関する初の総合計画となる。
- 1985年（昭和60年）
「女子差別撤廃条約」の批准。「男女雇用機会均等法」などの法整備や民法が一部改正される。
- 1987年（昭和62年）
「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定される。
- 1996年（平成8年）
「男女共同参画2000年プラン」が策定。主な施策が男女を対象とし、意識の変革だけでなく、社会制度や慣行、慣習の見直しが盛り込まれる。
- 1999年（平成11年）
「男女共同参画社会基本法」が制定。男女共同参画社会の形成に向けて、基本理念や国、地方公共団体の責務などが定められる。
- 2000年（平成12年）
「男女共同参画基本計画」が策定。社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる。
- 2001年（平成13年）
内閣府に「男女共同参画会議」及び「内閣府男女共同参画局」が設置。男女共同参画の形成促進に向けた課題について、調査、審議を進めていく。
- 2003年（平成15年）
「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定。

- 2005年（平成17年）
「第2次男女共同参画基本計画」が改定。女性の再チャレンジ支援を盛り込む。
- 2010年（平成22年）
「第3次男女共同参画基本計画」が策定。
- 2012年（平成24年）
「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」が策定。

3 熊本県の動き

- 1977年（昭和52年）
商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口を設置。
- 1988年（昭和63年）
福祉生活部県民生活総室に婦人対策室を設置。
- 1994年（平成6年）
「ハーモニープランくまもと」を策定し、男女共同参画の実現に向けて総合的な推進を図る。
- 2000年（平成12年）
環境生活部に男女共同参画課を設置。
- 2001年（平成13年）
熊本県男女共同参画計画「ハーモニープラン21」を策定。
- 2002年（平成14年）
「熊本県男女共同参画推進条例」を施行。
熊本県男女共同参画審議会を設置。
くまもと県民交流館パレアに男女共同参画センターを設置。
- 2003年（平成15年）
組織改編により環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課と名称変更。
- 2005年（平成17年）
「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定。
- 2006年（平成18年）
熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第2次）を策定。
組織機構改革により男女共同参画・パートナーシップ推進課を総務部へ移管。
- 2009年（平成21年）
男女共同参画・パートナーシップ推進課を男女参画・協働推進課へ名称変更。

● 2011年（平成23年）

「第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」が策定。
環境生活部に男女参画・協働推進課設置。

4 南関町の動き

● 平成14年（2002年）

荒尾玉名地域男女共同参画ネットワーク発足に伴い、南関町は福祉課で男女共同参画業務を担当。

● 平成17年（2005年）

第4次南関町総合振興計画で、「男女共同参画社会の推進」を明記。

● 平成18年（2006年）

南関町地域虐待防止対策連絡協議会を福祉課に設置。
機構改革により担当課が福祉課から総務課へ移管。

● 平成19年（2007年）

南関町男女共同参画懇話会が委員10名で発足。

● 平成20年（2008年）

南関町男女共同参画に関する町民意識調査を実施。

● 平成21年（2009年）

南関町男女共同参画に関する町民意識調査報告書を全戸配布。
庁舎内に南関町男女共同参画社会推進会議を発足。

● 平成23年（2011年）

「南関町男女共同参画計画」を策定。

● 平成26年（2014年）

庁舎内において男女共同参画社会推進アンケートを実施。

● 平成27年（2015年）

「第2次南関町男女共同参画計画」を策定

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

今日、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が最重要課題となっています。

世界での国際連合を中心とした国際社会の動きを受け、国内でも男女共同参画の取り組みが進められています。日本国憲法第11条では、基本的人権の尊重がうたわれています。このように、法をはじめ制度においても整備が進んでいますが、地域、家庭、職場などでは、まだ男性優位との考えが多く見られます。また、少子高齢化が加速するなかで、地域社会の活性化のためにも、男女が共に責任を担い、積極的に参画することができる環境作りが重要になります。

このようなことから、男女共同参画社会の推進が求められており、南関町でも平成23年3月に「南関町男女共同参画計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。計画策定から5年が経過し、見えてきた課題等を踏まえ、「第2次南関町男女共同参画計画」を策定し、総合的な計画として南関町における男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

2 計画の目標と基本理念

(1) 目標 『男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現』

南関町では、『男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現』を目標として、職域、学校、地域、家庭などが一体となり男女共同参画社会の実現を目指します。

(2) 基本理念

I 男女共同参画意識の改革

一人ひとりが、社会の対等な立場で、個性と能力を認め合い、自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

II 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、性別による差別をなくし、ひとりの人間として自己実現と能力が発揮できるまちづくりを目指します。

III パートナーシップによる協働の推進

男女がお互いをパートナーとして理解し、支えあいながら、男女の社会生活と家庭生活が両立できるような環境づくりを目指します。

IV 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

家庭と職場や学校、地域などあらゆる分野で固定的な性別分担や役割分担にとらわれず、両立できるようなまちづくりを目指します。

3 計画の性格

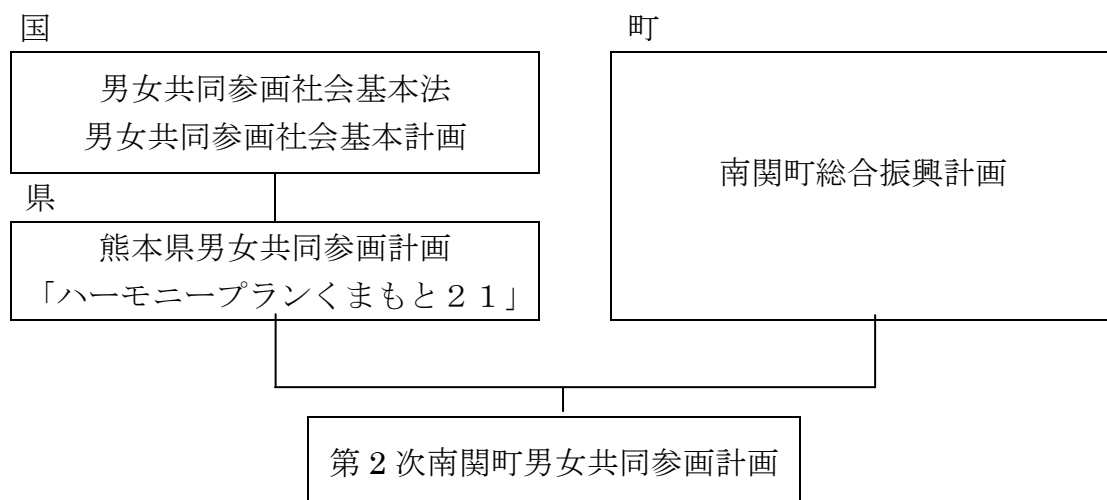
この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画の計画であり、「南関町総合振興計画」との整合性を図っています。

この計画では、南関町の男女共同参画社会の実現に向けた各種取り組みの指針となるべきものであり、男女が互いに対等な立場で尊重しながら、誰もがいきいきと支えあうことができるまちづくりを推進していくために策定しました。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、社会情勢等の変化に対応し、必要に応じて見直しを図ります。

5 計画の位置づけ



第3章 計画の内容

目標 『男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現』

1 男女共同参画意識の改革

行動計画1 あらゆる場での男女共同参画意識づくり

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識づくり
- (2) 固定的性別役割分担意識、習慣、慣行の見直し

2 男女の人権の尊重

行動計画2 男女の個性と能力を尊重する意識づくり

- (1) 人権尊重の理解と認識
- (2) あらゆる暴力の根絶

3 パートナーシップによる協働の推進

行動計画3 男女共同参画の視点に立った教育、保育、学習の推進

- (1) 家庭、地域社会における男女共同参画の意識づくり
- (2) 就学前、学校教育における男女共同参画の意識づくり
- (3) 男女共同参画に関するパートナーシップの推進
- (4) 仕事と家庭生活の両立の支援
- (5) 教育、学習事業の推進

4 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

行動計画4 男女共同参画の環境づくり

- (1) 政策や方針決定の場への女性の参画の拡大推進
- (2) 働く場での男女共同参画の推進
- (3) 地域社会における男女共同参画の推進
- (4) 国際的理解の推進
- (5) 心身の健康づくりの支援
- (6) 安心して産み、育てられる支援の充実

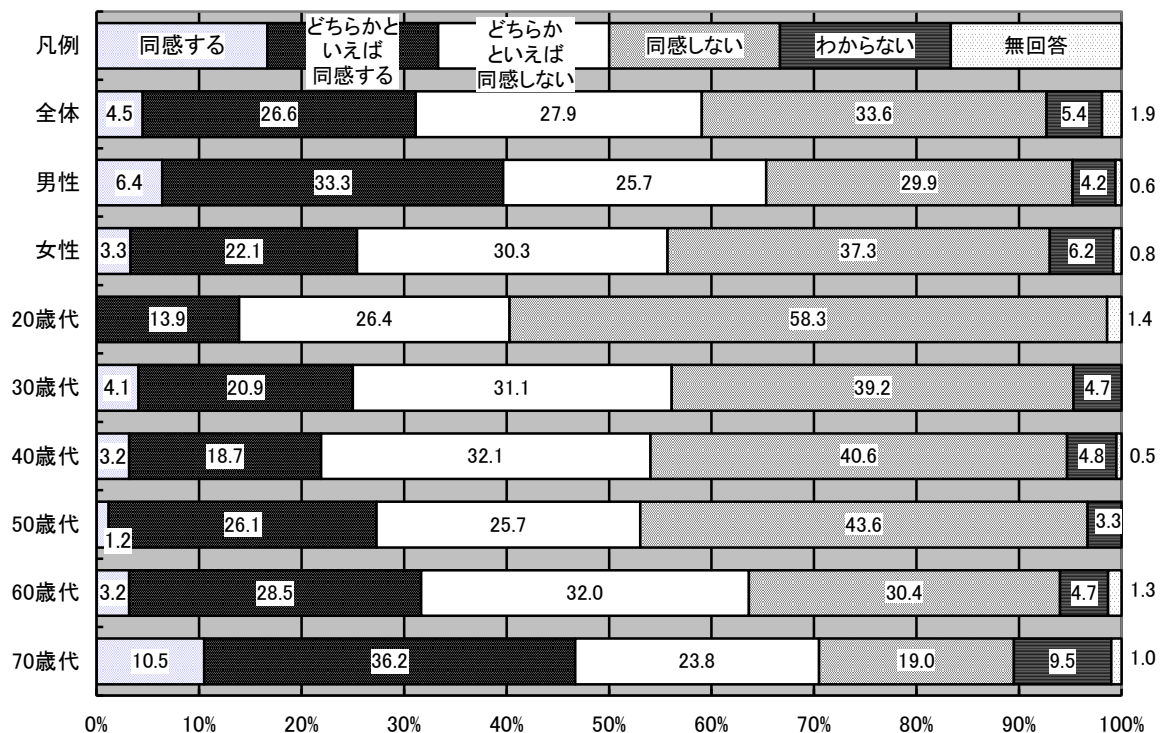
1 男女共同参画意識の改革

平成 26 年度に実施された県民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を固定する考え方を尋ねました。(表 1) これは、「同感しない」の回答が「男女平等の考えを持つ人」と捉えています。「同感しない」の割合が 61.5%と最も高く、「同感する」が 31.1%、「わからない」が 5.4%となっています。前回調査と比較すると、「同感する」と回答した人の割合は 5.0%減、「同感しない」は 3.0%増となっています。

性別では、「同感する」と回答した人の割合は「男性」で 39.7%となっており、「女性」の 25.4%を上回っています。年代別では、「同感する」の割合が 60 歳代 (31.7%)、70 歳代 (46.7%) と高い年齢ほど高い数字を示しています。逆に「同感しない」と回答した人の割合は、20 歳代 (84.7%) が最も高い数値となっています。

このように「男女平等の考えを持つ人」は増えていますが、性別や年代別で見ると考え方にそれぞれ違いがあります。「男女がともに尊重しあい、支えあう社会の実現」のために、住民に対する啓発運動を推進していきます。そして、住民一人ひとりが社会のパートナーとして、協力し助け合いながら自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくりへと結びつけていきます。

■ 「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割固定する考え方 (表 1)



熊本県男女共同参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(H26.11 実施)

行動計画1 あらゆる場での男女共同参画意識づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った意識づくり

具体的な取り組み	内 容	担当課
講演会などの開催、広報などを活用した啓発の充実	①住民を対象とした講演会などを開催し、男女共同参画に関する啓発を進める ②広報なんかん、町のホームページなどの広報手段により、男女共同参画についての啓発を推進する	総務課 まちづくり課
講演会などでの託児の実施	①町が主催する講演会などに子どもを持つ女性が参加しやすいよう託児を実施する ②保育士等のサポーターを確保する	総務課
法令や制度の周知	①男女共同参画基本法の周知に努める ②熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）、南関町男女共同参画計画や各種制度についての周知に努める	総務課
男女共同参画に関する情報の収集と提供	①男女共同参画に関する資料や情報を収集し、住民へ提供する ②男女共同参画に関する現状を把握するための実態調査・意識調査を実施する	総務課

(2) 固定的性別役割分担意識、習慣、慣行の見直し

具体的な取り組み	内 容	担当課
性別による固定的な役割分担意識の改革と習慣、慣行の見直しのための学習	①職場・家庭・地域等における性別による固定的な役割分担意識などに基づく慣行の見直しのための広報・啓発活動を進める ②男性の家事、子育て、介護など家庭生活への関心を高めるための「男性向け講座」を開催する	総務課 福祉課

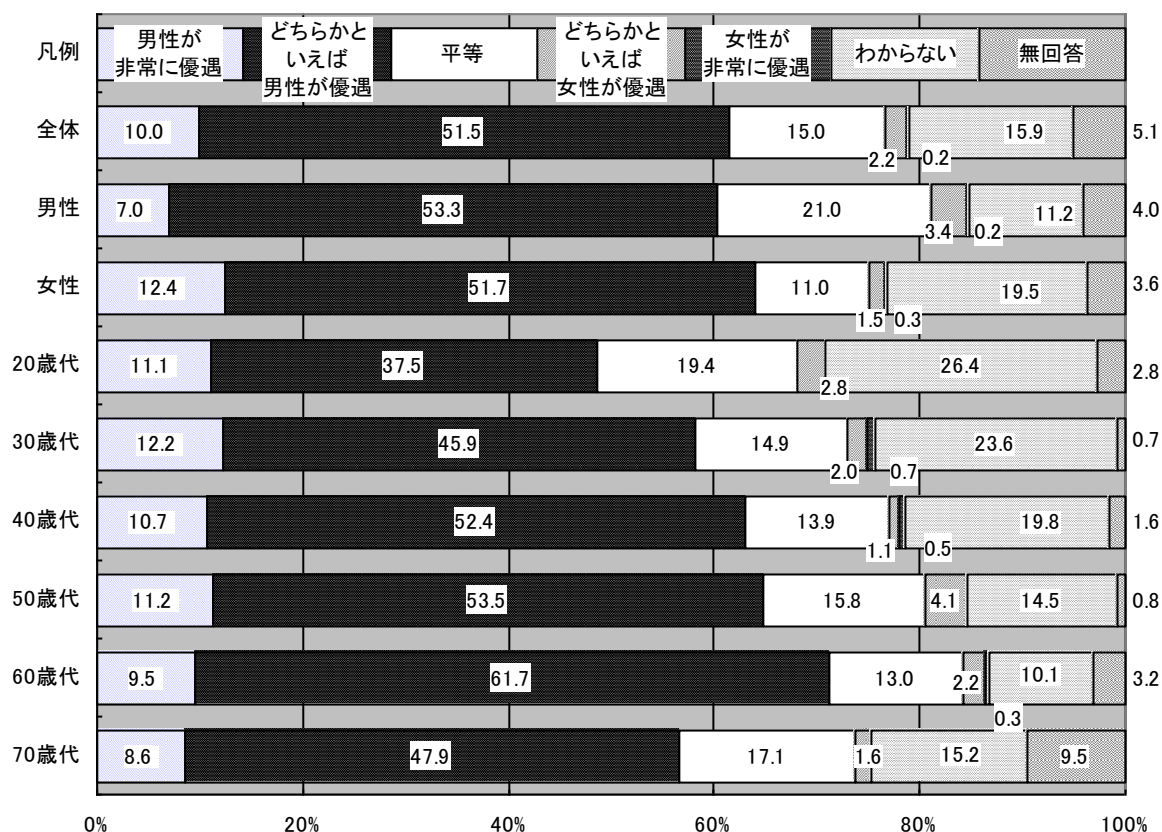
2 男女の人権の尊重

男女の地位の平等感については、「男女の地位は平等になっていると思いますか」（表1）という問いに対し、「平等」という回答の割合は15.0%となっており、「男性の方が優遇されている」という回答の割合（61.5%）を大きく下回っています。性別では、「平等」と回答した人の割合は「男性」で21.0%となっており、「女性」の11.0%を上回っています。年齢別では、「平等」と回答した人の割合は「20歳代」が19.4%となり、他の年代よりわずかに高くなっています。

また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下DV）については、「配偶者から身体的暴行等を受けたことがありますか」（表2）という問いに対し、「あった」と回答した割合は、17.1%となっています。性別では、「あった」と回答した女性の割合は21.6%となっており、男性の10.6%を大きく上回っています。

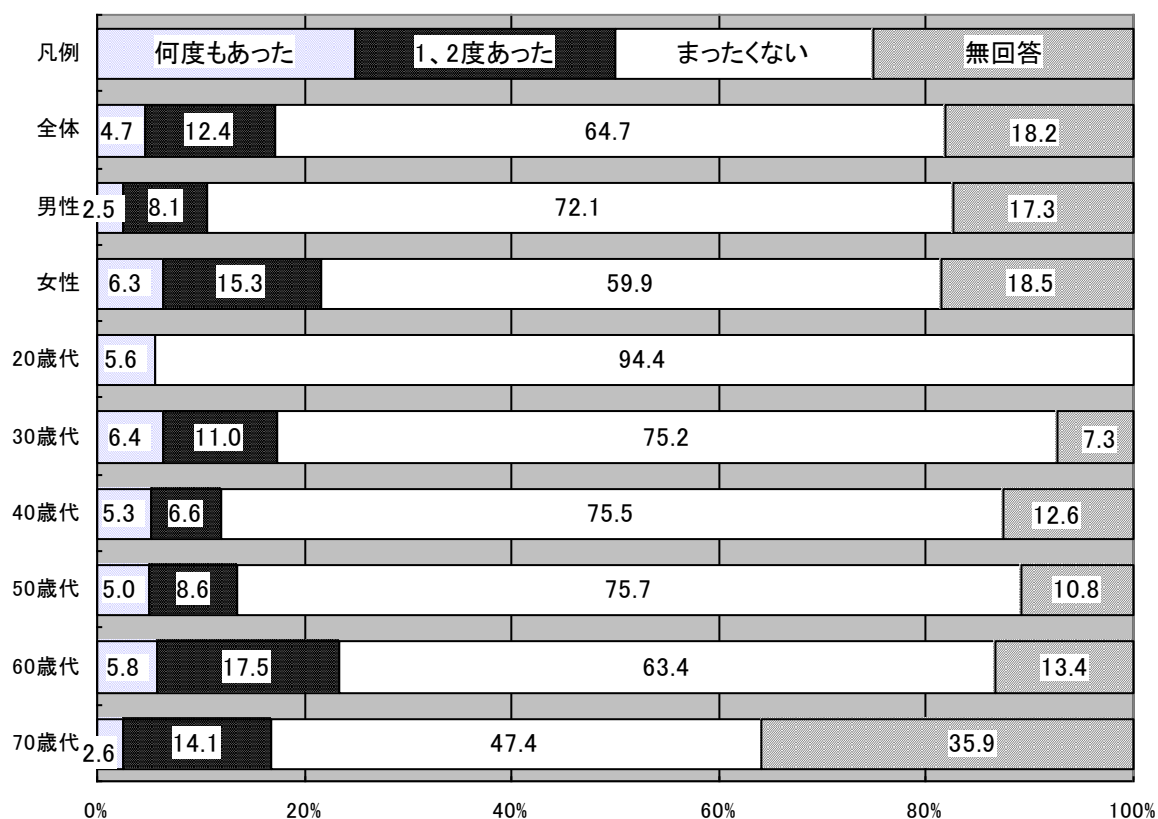
これらの解決に向け、男女平等や人権尊重の意識を高めていく教育や学習が重要であるといえます。また、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けての啓発活動や相談体制の充実を図ります。

■ さまざまな場における男女の地位の平等感（表1）



熊本県男女共同参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」（H26.11 実施）

■配偶者から身体的暴行等を受けたことがありますか。(表2)



熊本県男女共同参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」(H26.11 実施)

行動計画2 男女の個性と能力を尊重する意識づくり

(1) 人権尊重の理解と認識

具体的な取り組み	内 容	担当課
人権の意識を高めるための教育や啓発の推進	①男女が互いに人権について理解し、尊重しあう意識の確立を目指し、男女平等の視点に配慮した講演会やセミナーを開催する ②学校教育や社会教育、家庭教育のそれぞれの主体性を尊重し、相互の連携を図りながら、発達段階に応じた人権教育を実施する ③誰もが理解しやすい形での広報や啓発に努める	総務課 福祉課 教育課
人権を守る環境づくり	①町で発行物などにおいて、性にとらわれない表現の見直しを検討する ②女性の人権を侵害する表現や商品などの撤廃に努める ③相談体制の充実を図る	総務課 福祉課 教育課

(2) あらゆる暴力の根絶

具体的な取り組み	内 容	担当課
配偶者などに対する暴力を許さない意識づくり	①配偶者やパートナーからの暴力、又は暴力的な言動は決して許されないという認識が広がるように広報誌やホームページへ掲載する ②あらゆる機会を通じた意識啓発の充実を図る	総務課 福祉課
セクシャル・ハラスメント、DV*やデートDV*の防止と対応	セクシャル・ハラスメント、DV、デートDVの防止に向けて、職場や学校などあらゆる場での啓発活動に努める	総務課 税務住民課 福祉課 教育課
相談体制の充実	①安心して相談できる体制の充実と関係課、関係機関との連携を図る ②相談に対して適切な対応ができるように職員などの資質の向上を図る	総務課 福祉課

*DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者や恋人など密接な関係にあるまたはあった人からふるわれる暴力。身体的、経済的、性的、精神的暴力などがある。

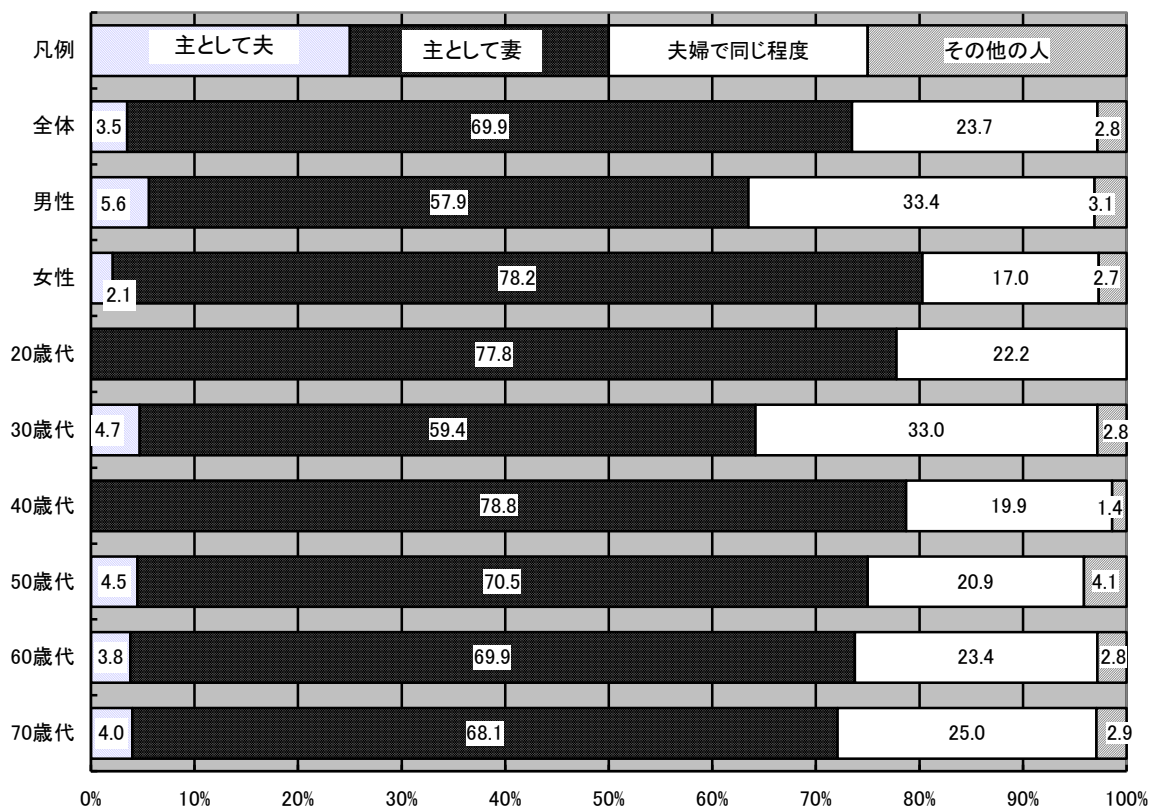
*デートDV…結婚していない交際中の男女間で起こる暴力。

3 パートナーシップによる協働の推進

夫婦とも就業する家庭や若い世代のみの家庭などの増加に伴い、育児の不安や精神的、肉体的な負担に対し、家庭生活と仕事との両立ができる環境づくりが必要です。県民意識調査において、家庭での家事等を主に誰が分担しているか調査した結果、調査したすべての家事等で「主として妻」と回答した人の割合が最も高くなっています。(表1)

このように、家庭における家事等については依然として女性に偏っており、社会全体の意識改革だけでなく、職場においても働きやすい環境を整備し、休暇制度の利用を促進させ、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られる環境づくりを推進していきます。

■家事等の役割分担（表1）



熊本県男女共同参画・協働推進課「男女共同参画に関する県民意識調査」（H26.11 実施）

行動計画3 男女共同参画の視点に立った教育、保育、学習の推進

(1) 家庭、地域社会における男女共同参画の意識づくり

具体的な取り組み	内 容	担当課
家庭教育、社会教育における学習機会の充実	①男女共同参画週間（6月23日～29日）に町立図書館に特設コーナーを設置し、男女共同参画について理解を深めるための学習機会を提供する ②学校との連携により生涯学習の推進を図る ③地域活動を担う団体への学習機会を提供する	教育課

(2) 就学前、学校教育における男女共同参画の意識づくり

具体的な取り組み	内 容	担当課
子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進	①男女平等、人権尊重の視点に立った教育、学習の充実に努める ②技術、家庭科などにおける男女が一緒に学習できる内容の充実 ③性別にとらわれない進路指導の充実に努める	福祉課 教育課
教職員や保育士などへの研修の充実	教職員や保育士などへの男女共同参画の視点に立った研修の充実に努める	福祉課 教育課

(3) 男女共同参画に関するパートナーシップの推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
育児、介護、福祉支援制度の推進	①育児・介護休業制度などの周知活動を充実させる ②介護サービスや福祉サービスの支援を充実させる ③子育て支援事業の情報提供を推進する ④育児支援制度を周知する ⑤男性の育児参加を促進させる	総務課 福祉課

(4) 仕事と家庭生活の両立の支援

具体的な取り組み	内 容	担当課
育児、介護休業制度などの周知と利用促進	①男女がともに仕事と子育て、介護の両立ができるように、事業者や就業者への育児、介護休業制度の周知を図る ②男性の育児、介護休業などの取得が促進されるよう啓発を図る	福祉課 まちづくり課
仕事と子育て、介護が両立できる環境づくり	①子育てや介護をしている人の負担を軽減し、社会全体で支えるという意識づくりにより、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努める ②仕事と子育ての両立を支援するために、延長保育事業、一時保育事業、放課後保育事業などを推進する	総務課 福祉課 教育課

(5) 教育、学習事業の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
生命の教育の推進	①性に関する正しい認識や生命の大切さについて理解を深めるため、あらゆる学習の場を通じ、教育の充実に努める ②学校教育における性教育の充実に努める	福祉課 教育課
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」の理念についての啓発活動	女性の性の尊重と生涯にわたる健康保持のために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという女性自身の身体の自己決定権に関する認識の重要性を啓発する	福祉課

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ…女性の健康についての自己決定権を保障する考え方

4 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしく暮らすことができるよう、各種社会制度や慣行を見直す必要があります。家庭や職場だけでなく、地域社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に努めます。

政策や方針決定の場への女性参画を推進し、各種審議会や委員会への女性登用30%を目標に促進を図ります。また、女性リーダーや女性グループの育成を推進し、農林業や商業における女性の地位向上を目指すことにより、多様な人材による新しい発想を生み出し、組織・運営の活性化にもつながります。

また、住民と行政の協働のまちづくりを目指し、住民の社会貢献活動の活性化を支援します。

南関町男女共同参画懇話会と連携しながら、男女共同参画を推進する人を発掘し、地域リーダーとしての育成を図ります。

行動計画4 男女共同参画の環境づくり

(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の拡大推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
町の審議会などへの女性登用の促進	①政策、方針決定の場への女性の参画を推進するため、女性の能力を伸ばすことを目的とした学習や研修機会の充実を図る ②各種審議会や委員会などへの女性登用の推進を図る ③各種団体などへ女性の参画推進を図る ④町における女性の参画推進体制を強化する	全庁
委員選定時における担当課との協議と公募制の推進	女性委員を着実に登用するため、委員選定の際に男女共同参画担当課と協議するシステムをつくり、公募制を推進する	全庁
男女共同参画の視点に立った地域における防災意識の向上	①男女双方の視点に配慮した防災体制の整備を進め、広報、啓発を行いながら地域との協力体制を構築する ②女性消防団員の加入を推進する	総務課
地域における女性の積極的登用の推進	男女共同参画の趣旨の普及に努め、地域の諸団体における女性の役員登用を推進する	全庁

(2) 働く場での男女共同参画の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
働く場での男女平等に向けた啓発活動の推進	①事業主や事業者に対し、男女共同参画意識啓発のための研修の場を提供する ②男女が意欲と能力に応じた均等な機会と待遇を受けることができるように、男女平等の意識づくりに努める	総務課 まちづくり課
農林業、商工業などにおける男女共同参画の推進	①農林業や商工業などの自営業者において、共同経営者、パートナーとしての女性の役割を明確にし、男女がともに快適に働くための整備を図る ②自営業者などにおいて、女性の個性と能力を活かした施策を展開する ③農業経営へ主観的に参画できるよう家族経営協定の締結や認定農業者となることで就業条件の整備に努める	経済課 まちづくり課
自己能力や生産技術、管理能力などを高めるための学習支援	農林業や商工業における男女の職業能力や生産技術の知識習得、経営管理能力の向上などの研修会や学習会などを開催する	経済課 まちづくり課

(3) 地域社会における男女共同参画の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
地域社会での男女パートナーシップ	暮らしやすく活力ある地域社会を実現するために、多様なライフスタイルを持つ男女がともに地域活動に参加できるよう意識づくりや環境づくりに努める	総務課
各種団体、ボランティア育成と協働	①地域を基盤として活動している女性グループの育成やリーダー養成に努め女性の地位向上や社会参画を図る ②各種団体やボランティアのネットワークづくりを進め、その役割を十分発揮できるような社会の実現に努める	総務課 教育課 経済課 福祉課

(4) 国際的理解の推進

具体的な取り組み	内 容	担当課
国際交流活動の推進と情報提供	男女共同参画に関する国際的な情報提供に努める	総務課 教育課
国際理解のための学習機会などの充実	多様な価値観を持つ児童、生徒の育成のため、総合的な学習の時間や小学校外国語活動などを活用した国際理解教育の推進を図る	教育課

(5) 心身の健康づくりの支援

具体的な取り組み	内 容	担当課
各種健診事業などの充実と受診率の向上	①基本健診や特定健診、妊婦健診などライフサイクルに応じた健康診断体制の充実を図り、健康づくりを推進する ②臨床心理士等専門職との連携し、支援体制を構築する	福祉課
食育、健康教育、相談事業の充実	①健全で豊かな食生活を実践することができる食育の推進に努める ②性別やライフサイクルに応じた心と体に関する健康教育や相談事業を充実する	福祉課 教育課
生涯学習の推進	①男女がともに参加しやすい各種スポーツ教室の開催など、生涯学習の推進を図り、健康づくりを支援する	教育課

(6) 安心して産み、育てられる支援の充実

具体的な取り組み	内 容	担当課
子育てに関する情報と学習機会の提供	男女がともに子育てについて考え、関わっていくことができるように、子育てに関する情報を提供し、学習会や講座などを開催する	総務課 福祉課
母子の保健と健康の充実	心身ともに健康で安心して子どもを産み育てることができるように、妊産婦健診、乳幼児健診、訪問指導の充実を図り、母子の健康づくりを支援する	福祉課
子育て支援体制の充実	子育て支援センターや保健センターなど、子育てについて気軽に相談できる支援体制を充実する	福祉課
住環境の整備	ユニバーサルデザイン*や暮らしやすい住環境や道路を整備する	建設課

*ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

第4章 男女共同参画に関する推進体制の充実

1 推進体制の充実

●総合的な推進体制の充実

住民で形成する「南関町男女共同参画懇話会」との協働を図り、住民の声が施策への的確に反映されるように努める

●庁内の推進体制の充実

男女共同参画社会の形成へ向け、「南関町男女共同参画社会推進会議」を中心として、関係課との連携、調整を行いながら、効果的な施策の推進を図る

●職員研修の充実

男女共同参画意識を高め、推進計画の周知徹底を図るため職員研修を実施する

●相談体制の充実

相談窓口や相談事業について広く周知を図り、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、担当課、担当窓口との連携を図る

●国、県、他市町村や各種団体との連携

男女共同参画社会の実現へ向けて、国、県、他市町村との連携や関係機関、各種団体とのネットワークを図る

第2次男女共同参画計画における成果目標

基本目標区分	No.	項目	現状	目標(H31)	担当課
1 男女共同参画意識 の改革	1	男女平等の考えを 持つ人の割合	39.5%	80.0%	総務課
	2	男女共同参画社会 についての研修会、 講座などの開催数	年3回	年10回	全庁
2 男女の人権の尊重	3	「DV」・「デート DV」を知っている 人の割合	DV (54.6%) デートDV (22.1%)	DV (90.0%) デートDV (80.0%)	総務課 福祉課 教育課
3 パートナーシップ による協働の推進	4	放課後児童クラブ 実施箇所数	1箇所	4箇所	福祉課
	5	認知症サポーター 養成講座受講者総 数	2,169人	3,000人	福祉課
4 社会のあらゆる分 野への男女共同参 画の推進	6	地方自治法(第202 条の3)に基づく審 議会等の女性の登 用	22.4%	35%	全庁
	7	女性消防団員の育 成及び活性化	7人	10人	総務課
	8	家族経営協定締結 農家数	26戸	31戸	経済課
	9	子宮頸がん検診受 診率	29.0%	40.0%	福祉課
	10	乳がん検診受診率	35.0%	45.0%	福祉課
	11	妊娠11週以内での 妊娠届出率	90.4%	100%	福祉課

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 （第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの

意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定

し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区

域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１） 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（２） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努

めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定

する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下、略)